

(別表1)

申請に対する処分に係る基準・標準処理期間

(令和2年4月1日作成)

| | |
|---------|--|
| 法令名 | 学校教育法施行令 |
| 根拠条項 | 第32条 |
| 許認可等の種類 | 高等学校と連携措置をとる技能教育施設の指定 |
| 法令の定め | 学校教育法施行令第32条、第33条、第33条第3項 技能連携教育施設の指定等に関する規則第1条 技能教育施設の指定等に関する教育委員会規則（平成2年12月25日北海道教育委員会規則第16号）第2条 |
| 審査基準 | |
| 標準処理期間 | 早期間 3日・ <u>月</u> (注：休日は含まない) 経由機関 日・月() 協議機関 日・月() 処分機関 3日・ <u>月</u> () |
| 処分担当課 | 北海道教育庁学校教育局高校企画・支援係 (電話番号：011-231-4111 内線35-726) |
| 申請先 | 同上 |
| 問い合わせ先 | 同上 |
| 備考 | 指定の審査基準が、法令の定めに規定し尽くされているため、審査基準を設定しない。 |